

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書
(1号機)

徳島県立脇町高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸付場所		
1号機	徳島県美馬市脇町大字脇町1270-2 脇町高等学校 管理棟ピロティ1階 南側		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体: W130cm×D90cm×H190cm 回収ボックス: W50cm×D50cm×2個 (1.67平方メートル)	年額8,946円	飲料(缶・ペットボトル・瓶による販売に限る)及び食品(栄養補助食品の販売に限る)

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番(メーカーCATALOGを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(1号機)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO ₂ (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器の回収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を隨時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	食品は栄養補助食品を販売すること。			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書
(2号機)

徳島県立脇町高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸付場所		
2号機	徳島県美馬市脇町大字脇町1270-2 脇町高等学校 管理棟ピロティ1階 北側		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体: W130cm×D90cm×H190cm 回収ボックス: W50cm×D50cm×2個 (1.67平方メートル)	年額8,946円	飲料(缶・ペットボトル・瓶による販売に限る)及び食品(栄養補助食品の販売に限る)

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番(メーカーCATALOGを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(2号機)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO ₂ (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器の回収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を隨時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	食品は栄養補助食品を販売すること。			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書

(4号機)

徳島県立脇町高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸付場所		
4号機	徳島県美馬市脇町大字脇町1270-2 脇町高等学校 管理棟西 西側		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体: W130cm×D90cm×H190cm 回収ボックス: W50cm×D50cm×2個 (1.67平方メートル)	年額1,284円	飲料(缶・ペットボトル・瓶による販売に限る)

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番(メーカーCATALOGを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(4号機)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
防災対応	大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること			
	停電時にも使用可能であること			
	災害対応型であることを表示していること			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器の回収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書
(5号機)

徳島県立脇町高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸付場所		
5号機	徳島県美馬市脇町大字脇町1270-2 脇町高等学校 自転車置場南 東側		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体: W130cm×D90cm×H190cm 回収ボックス: W50cm×D50cm×1個 (1.42平方メートル)	年額1,092円	飲料(紙パックによる販売に 限る)

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番(メーカーCATALOGを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(5号機)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO ₂ (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器の回収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を隨時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の	紙パックにより、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書
(7号機)

徳島県立脇町高等学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

- (1) 教育財産への自動販売機の設置者
(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料(定額)及び販売品目

物件番号	貸付場所		
7号機	徳島県美馬市脇町大字脇町1270-2 脇町高等学校 体育館前		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体: W130cm×D90cm×H190cm 回収ボックス: W50cm×D50cm×2個 (1.67平方メートル)	年額37,212円	飲料(缶・ペットボトル・瓶 による販売に限る)

2 機器仕様の確認欄(「判定」欄には記入しないこと)

- (1) 品名及び台数 自動販売機 1台
(2) 応募機器の型番(メーカーCATALOGを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(7号機)

項目	条件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W130cm×D90cm×H190cm以内			
環境対策	HC (炭化水素)、又は、CO ₂ (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安全対策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008年4月 日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと			
	商品販売に必要な営業許可を受けること			
使用済容器の回収	自動販売機に併設して、販売する容器の種類に応じた容器回収ボックスを必要数設置すること			
	回収ボックスはプラスチック製又は金属製とすること			
	容器回収頻度と回収量を考慮し、容器が溢れたり散乱しないよう、十分な容積とすること			
	使用済容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること			
設置と運営管理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を隨時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること			
販売商品の種類	缶またはペットボトル等の密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること			
消費電力	電圧100ボルトで、電力は1、500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること			